

令和5年度 調査研究実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

会 派 名	新生会	
事 業 名	やどかりサポート鹿児島の取り組みについて	
事 業 区 分	① 研究研修	② 調 査

1 上田市での課題と視察の目的

公営住宅は「住居に困窮する低所得者」に低廉な家賃で住宅を提供することが目的であるが、現実には連帯保証人を条件に入居できない人が出てしまうなど課題がある。

上田市では令和5年4月から連帯保証人をこれまでの2名から1名に緩和することやこれまで単身での申込みについて60歳未満の方は対象外としてきたところを18歳以上60歳未満の方でも申込みを可能とするなど緩和を行ったところであるが、今後ますます重要性を増す課題でもあり、適切な対応が求められる。

今後の住宅行政の展開において参考となるやどかりサポート鹿児島の取り組みに学び、今後活かす目的で視察を行った。

2 実施概要

実施日時	視 察 先	特定非営利活動法人 やどかりサポート鹿児島
令和5年8月8日(火) 14時～15時30分	担 当 者	やどかりサポート理事長 芝田淳様 同 中芝あすか様
視察事業名	やどかりサポート鹿児島の取り組みについて	
報 告 内 容	<p>1 視察先の概要</p> <p>【事業について】</p> <p>① 連帯保証人の提供 障がい、貧困等の社会生活上の困難が原因で連帯保証人となる方がいないために賃貸住宅に入居できない方々が多数いることから利用者が締結する賃貸借契約において、連帯保証人を提供するとともに賃貸住宅入居時及び入居後に発生するさまざまな問題に対し、総合的な入居支援事業を実施している。</p> <p>② 利用者相互の交流 利用者が社会的、心理的に孤立することのないよう、年に数回のイベントや行事を開催し、相互交流の促進、親睦を図る。 また、交流施設(サロン)を運営し、事務局主催の催しを開催している。</p> <p>③ 会員に対する研鑽 事業の目的に賛同し、会員になっていただいた方々に対し、各種</p>	

社会制度や社会問題についての研修会を実施するとともに、会員相互の交流促進、親睦を図る。

④ 市民に対する啓発

障がいや貧困の問題を利用者を取り巻く社会全体の問題として、広く市民に対し提起する。

2 視察事項について

【設立からの経緯】

芝田理事長が2004年頃からホームレス支援業務を開始し、2005年には任意団体として「鹿児島野宿生活者支えあう会」を設立した。

(その後、NPO法人鹿児島ホームレス生活者支えあう会に)

ホームレス支援活動の中で、アパートマンション入居時の連帯保証人の問題があることや、この問題は障がい者支援の現場でも存在していることが明らかになった。

2006年には鹿児島野宿生活者支えあう会のメンバーとともに、鹿児島県精神保健福祉士協会のメンバー、鹿児島県社会福祉士会ホームレス支援委員会のメンバーが集まり、連帯保証の提供に関する勉強会を開始した。この勉強会は約1年半に渡り開催された。

2007年8月にNPO法人やどかりサポート鹿児島が設立、主たる事業は鹿児島県全県でアパート入居時の連帯保証の提供または連帯保証人の提供を行う活動。当初は「連帯保証(人)提供事業」と呼んでいたが、事業の特性を踏まえ、現在は「地域ふくし連帯保証(地域福祉連携型連帯保証提供事業)」と呼んでいる。

累計利用者709名、現在の利用者398名。(2023年3月31日現在)

2017年、新たな住宅セーフティネット制度が開始され、同年12月には居住支援法人の指定を受ける。鹿児島県居住支援協議会から相談窓口設置の委託を受ける。

現在も鹿児島県及び鹿児島県居住支援協議会と緊密な連携を取りつつ、鹿児島県全体の居住支援の充実に向けた取り組みを行っている。

近年は「当事者主体の居住支援」に力を入れている。支援者が一方的に対象者の居住支援を行うのではなく、居住困難に陥った経験のある当事者自身が居住支援を実践するものである。

そのためにやどかりの利用者同士が助け合う「互助ある暮らし方」である「やどかりライフ」を提唱している。2023年3月31日時点の参加者は107名。

【運営体制】

運営スタッフは6名。社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、宅地建物取引士、賃貸不動産経営管理士等の資格を持っている。

理事は6名。司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士、宅地建物取引士等の資格を持っており、運営スタッフと連携を図っている。

【行政や関係機関との連携】

鹿児島県居住支援協議会より、居住に関する相談窓口の委託を受けている。同協議会における月に一度の定例会に出席し、相談事例等の報告を行うとともに鹿児島県の居住支援の発展に関する協議・検討にも参加している。

2022年度の相談件数は485件であり、うち新規相談件数は333件である。総件数485件のうち、行政からの連絡・相談は113件。

近年は福祉事務所をはじめ、男女共同参画課や保健福祉課、地域包括支援センター、障害福祉課、生活困窮者自立支援制度の窓口等幅広い行政担当者より相談を受けるようになってきている。行政と相談者の情報を共有することで密に連携を図り、行政と民間の役割分担で相談者の課題解決を行っている。

その日の屋根がない方への居所提供を目的にシェルターの運営も行っている。鹿児島市でシェルター運営を行っている団体は他に約5団体あるが、その一部でシェルターの空き情報をLINEを用いて共有することでシェルター利用が必要な方がたらいまわしにあうことを防いでいる。

相談者が障害福祉サービスや介護サービスを利用している場合、同法人の連帯保証提供である「地域ふくし連帯保証」の支援者になっていただくことで、相談者の地域生活の支援をしている福祉専門職と密に連携を図っている。居住に関し、相談者が滞納や近隣トラブル等の問題を生じた際には同法人と連携を図る体制となっている。

【支援を求める方との繋がり方】

最多は行政・支援機関等からの紹介である。

ホームページ等からの直接相談もまれにあるが、ほとんどは行政からである。特に多いのは鹿児島市の生活保護の担当課及び障害福祉サービス事業者からのものである。

【とりわけ困難な事例への対応状況】

滞納や近隣トラブルには、当事者の生活上の困難さが原因にある場合が多くあるため早急にアウトリーチを行い、原因のアセスメントを行う必要がある。例えば、認知能力の低下や依存症の悪化により、金銭の自己管理ができない状態となっていたり、介護サービスや障害福祉サービスの利用が必要な状態にあっても本人が制度に繋がっていなかったり、収入が減少し最低生活費を下回っているのに生活保護を申請していなかったり、その原因はさまざまである。

専門職による相談支援を早急に行い、適切な制度への繋ぎを行うことで早い段階での生活の立て直しができる場合もある。

しかしながら、2022年度は困難事例の増加、継続的な相談者の多さ、人員の不足、事業費の不足等様々な要因が絡み合い、専門職の迅速な対応が手薄となってしまった年度となった。人員を確保するための全体的な事業の見直しやNPO法人としての広報・寄附の取り組みが今後

	<p>必要である。</p> <p>【連帯保証事業ですべての自治体に公営住宅の法人保証を許可してもらう働きかけと個人保証から法人保証への移行を随時行っていく方針とのことだが、働きかけにより対応が変化した事例】</p> <p>法人保証についての協定を締結している自治体は鹿児島県内に8自治体あり、更新の際に個人保証から法人保証への切り替えを行う自治体もある。また、協定の締結には至らなくても法人保証を行う自治体もある。</p> <p>【今後新たに予定している事業】</p> <p>2023年度からは「孤独死ゼロアクション」に取り組み始めている。</p> <p>「地域ふくし連帯保証」で培ってきた地域の支援者のネットワークと「当事者主体の居住支援」で取り組んできた当事者自身の力を活かす活動の双方を結びあわせ、孤独死ゼロをめざしている。</p> <p>具体的にはLINEグループによる当事者同士の見守り合いシステムの構築及びLINEが使えない人などに対する電話掛け、訪問、ICTの活用を行い、全国展開したいと考えている。</p>
<p>考 察</p> <p>(まとめ:市政に活かせると思われる事項等)</p>	<p>住まいは憲法 25 条の保障する「健康で文化的な生活」の基盤であり、「住まいは人権」だ。すべての方の住生活の向上と居住保障という「居住の権利」に基づき、住宅を社会保障として位置づけることが大切である。</p> <p>連帯保証人の提供、利用者相互の交流、会員に対する研鑽、市民に対する啓発と重要なポイントを押さえながら事業展開される取り組みに学びを得た。</p> <p>当事者による相互支援も継続していくうえで重要な取り組みと受けとめ、実情に即した住宅行政を求めていくうえで、今回の視察で得た知見を参考に市政への提言に活かしていきたい。</p>